

串間市契約管理システム導入業務委託特記仕様書

第一章 要件定義

システム提案にあたっては、本仕様書に記載の要件定義に反することのないように十分注意すること。

1. 目的

本業務は、建設工事等競争入札参加資格者の管理、入札執行管理及び契約業務の事務の効率化をより一層図るために契約管理システムを導入するものである。

第二章 開発要件

Web 版システムで以下の各要件を満たすこと。

1. システム要件

(1) 基本要件

下記の規模で 5 年以上安定かつ効率的に利用できるシステムであること。

ア ユーザー数 20 ユーザー（同時端末接続が可能であること）

イ 端末機スペック（全クライアント共通）

OS : Windows7 Professional ServicePack1 32bit 又は 64bit

又は Windows10 Pro 32bit 又は 64bit

（バージョン 32bit : 1511 以上、64bit : 1607 以上）

メモリー : 2GB 又は 4GB HDD : 250GB 以上

IE バージョン : 11

Office ソフト : Microsoft Office2010 Personal 又は JUSTGovernment3

イ ネットワーク

個人番号関係事務系（以下、「LWAN 系」という。）ネットワーク上に構築する。

ネットワーク接続は、原則無線 LAN 接続とする。（帯域 : 2.4GHz 又は 5GHz）

ウ プリンター

既設プリンターを使用

主な機種 : FUJI XEROX DocuPrint-3050、Kyocera_6970、Kyocera_4040

(2) セキュリティ

ア 本市の個人情報保護条例を遵守することのできるシステムの導入、運用を実施すること。

(3) システムの運用は以下の要件を満足すること。

- ア 外部要因（停電・災害など）以外に起因するシステムの業務時間内全面停止は可能な限り減らし、業務に支障をきたさないこと。
- イ 万が一の障害発生時に迅速な復旧が出来るよう環境のバックアップ、人員配置等の対応を図ること。
- ウ 導入後5年以上、上記ア、イを満たし、業務に支障をきたさないこと。

(4) サーバー

サーバーについては、オンプレミス又はクラウドによるものとする。ただし、下記に留意すること。

ア オンプレミスの場合

サーバーについては、串間市役所サーバー室に新規にサーバーを構築するものとする。ただし、新規のラック設置はできないため、既存ラックで構築することとなるため、事前に現地を確認すること。（既設ネットワークへの接続については、保守事業者と打合せ後串間市の許可を得ること。）

上記において串間市が現有する資産について流用できる資産は可能な限り使用すること。

イ クラウドの場合

LGWAN-ASPを原則とする。

ただし、他自治体において導入実績のあるシステム及びデータセンターで、串間市及びデータセンター間の接続がMHJ21 またはインターネットを介さないVPNの場合にのみ認める。

2. 業務内容

(1) 本業務は、新システムの構築及び、導入、現行システムからのデータ移行及び導入後の保守等の業務を包括的に、業者情報管理や入札契約情報管理に係る業務を完結する。

ア 業務量

年間の処理件数は、概ね以下のとおり。

●平成29年度入札落札実績

指名：239件（工事・委託・役務）

物品：283件

計 522件

イ 貸与データ

① 事業者登録データ（CSV形式、EXCEL形式）

ウ データ登録及び編集

① 建設工事、委託、役務、物品の区分に対応ができること。

また全機能を1つのシステムとして利用できること。

② 現行システムより出力された業者情報CSVファイル等を本業務受注者で

行うこと。

(2) 契約管理システムにて業者情報の登録・契約事務情報の入力によるデータ出力ができるシステムの導入。

ア システム機能

① 業者管理システム機能

1. 入札参加資格申請情報登録
2. 格付処理
3. 業者管理
4. 保守機能
5. 経営審査事項管理
6. その他

② 契約管理システム機能

1. 発注見通し一覧表
2. 入札案件情報登録
3. 入札日程情報登録
4. 指名候補者選定
5. 制限価格設定登録
6. 入札通知書
7. 予定価格書
8. 開札調書
9. 入札結果通知書
10. 業種別落札額・落札率一覧表
11. 入札結果一覧表
12. 実績一覧表
13. 契約書
14. 手持工事等一覧表
15. 入札不調工事等一覧表
16. 入札不落工事等一覧表
17. 入札失格業者一覧表
18. 指名停止業者一覧表
19. 入札辞退業者一覧表

③ 帳票出力機能

1. 業者管理システム
 - 1) 業者名簿
 - 2) 指名停止一覧表
 - 3) 認定通知書

2. 契約管理システム

- 1) 発注見通し一覧表
- 2) 指名競争入札対象業者一覧表
- 3) 入札通知書
- 4) 予定価格書
- 5) 開札調書
- 6) 入札決結果知書
- 7) 業種別落札額・落札率一覧表
- 8) 入札結果一覧表
- 9) 実績一覧表
- 10) 契約書
- 11) その他

上記帳票出力機能 1 と 2 において、串間市が指定する契約事務情報印刷様式を出力できること。ただしレイアウト等、細部は打合せにより決定する。

- ④ データの保護機能
- ⑤ 検索機能
- ⑥ データの入出力機能
- ⑦ オプション機能要件

イ 契約管理システム設定

既存端末を設定すること。(二-1-(1)-イ参照) : スペックが不足する場合は、本事業により調達すること。

① ユーザー設定機能

- (1) 同時アクセス数は 20 ライセンスまでとして、それぞれユーザー名・パスワードを設定すること。
- (2) I E 1 1 (Internet Explorer 1 1) 以上であれば市役所職員の LGWAN パソコンよりアクセス可能なものとする。ただし、アクセス権は財務課が決定するものとする。

3. その他の要件

(1) 取得資格

受託者は、データセキュリティ並びに品質保証の観点から、契約時までに以下の資格を取得するものとする。

- ア 個人データ保護 (JIS Q 15001:2006) (ISO 27001:2013)
- イ 品質保証 (ISO 9001:2015)

(2) 研修実施

- ア 運用開始日に業務がスムーズに作業できるよう、操作研修を行うこと。
- イ 操作研修は一般職員研修及び管理者研修を行うこと。
- ウ 場所は、本市の会議室等を使用すること。
- エ 事前に研修資料を準備すること。

(3) その他

本稼働後、串間市が指定した日から一週間常駐し、ヘルプデスクの体制を確立すること。

第三章 スケジュール

1. スケジュール

本業務は、職員負担の最小化及び業務繁忙時期を考慮し、安全なシステム構築及び業務切替スケジュールを策定すること。なお、本業務の作業開始前に、本市職員が係わる作業工程（作業項目）、内容、役割、想定する作業時間（作業負荷）等を記載した実施計画書を策定する。実施計画書には、本業務における作業進捗管理、リスク管理等の管理方法や会議運営等の体制も記載すること。

2. スケジュール策定の留意事項

スケジュールの策定にあたっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 本業務の着手は、本契約締結後速やかに実施することとし、基本設計から本稼働までの工程を平成 31 年 3 月 29 日までに完了させること。
- (2) 構築に伴う関連部門の職員負担を軽減するため、業務の繁忙期を考慮すること。
- (3) データ移行等が必要な場合は、データ精度を確保できるよう、十分なチェックが可能な期間を確保すること。
- (4) 工程及び作業名ごとに本市との役割分担を明確にすること。

3. スケジュール管理

- (1) スケジュールは WBS により進捗管理を行う。
- (2) スケジュールの各項目に着手する際には、必ず着手会議を開催し、報告書（様式任意）を提出すること。
- (3) スケジュールの各項目の終期には、成果物を提出すること。
- (4) 成果物を提出する際は、必ずテストを実施し、品質保証書（様式任意）を添えて提出すること。
- (5) 報告書等は、必ず責任者の決裁を受けた後に提出すること。（要決裁欄。押印）

第四章 納品

1. 納品物

納品物については以下のとおり。

- (1) ハードウェア一式（必要物品）
- (2) ソフトウェア一式（ソフトウェア電子媒体、ソフトウェア説明書、ライセンス等）
- (3) 完成図書（調書等の帳票類含む）

下表の書類を納品すること。（紙媒体 1 部、電子媒体〔USB メモリ等〕 1 部）

なお、作成にあたっては記載内容等について本市と協議の上、決定すること。

委託業務	工程	提出書類
構築、ハードウェア、ソフトウェアの調達および工事に関する業務	構築	完了報告書
	テスト	テスト成績報告書
	操作研修	操作手引書
	協議	協議報告書
データ移行に関する業務 (必要な場合のみ)	データ移行設計	データ移行設計書
	データ変換	
	データ移行	
	データチェック	チェックリスト、確認報告書

2. 納期

各納品物の納期については、別途協議の上決定する。

3. 納品場所

納品場所は、串間市財務課を基本とするが、ハードウェア、ソフトウェア等については、本市と協議の上、納品すること。

第五章 その他留意事項

1. その他留意事項

(1) 関連法規

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は、本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。

また、個人情報保護については、串間市個人情報保護条例の規定を適用する。

(3) 瑕疵担保責任

新システムの不具合が検収後に発見された場合は、構築事業者は無償で是正措置を行うこと。なお、瑕疵担保期間は、システム検収後5カ年とする。

(4) その他

その他、必要と思われるものは別途協議の上、決定する。

(5) 協議について

串間市から書面で協議を行う要請を受けた場合は、協議に参加すること。また、システムを導入、運営していく上で協議が必要と考える場合は、書面にて串間市役所に提案すること。

2. 保守について

(1) 機器の修理、法改正等の制度の変更に伴う機能の修正・追加、日常的なサポート、軽微なシステム改修（機器の設定変更を含む。）については、契約内で対応すること。

(2) 定期的なバージョンアップ（機能修正や新規機能追加）を実施し、常に最新のシステムを利用できる状態であること。

(3) 保守は平日9時から17時とし、事業者にて障害対応および交換機器の手配は行うこと。（障害受付は8時30分から17時15分とする。）また、センドバックが必要な場合においても本契約内で対応すること。（センドバックに係る期間は、代替機等により一次復旧を行うこと。）

(4) 今回導入した機器等は、瑕疵担保期間終了後も継続して利用する可能性が見込まれるため、6年目以降も保守体制がとれるようにすること。